

主査昇任考査実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、能力主義による有能な管理者層の育成と組織の能動化を図るため、職員の任用に関する規則（昭和40年茨木市規則第10号）第31条に基づき主査昇任考査（以下「考査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(考査の方法)

第2 考査は、第1次考査及び第2次考査とし、第1次考査は、筆記考査（教養考査、専門考査）、人事評価及び経歴評定により、第2次考査は、個別面接考査により行う。

2 人事評価及び経歴評定の方法は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、考査を合格したことにより昇格した者が、第3第1項に掲げる受験資格を有したことにより、再度受験する場合は、第1次考査を免除することができる。

(受験資格)

第3 考査の受験資格を有する者は、次に掲げる者とする。

(1) 行政職給料表（一）又は企業職給料表（一）の2級に在級する者であって、当該考査の実施日の属する年度の末日において、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める必要経験年数を満たすもの

ア 大学卒及び短大卒 4年

イ 高校卒及び中学卒 5年

(2) 当該考査の実施日の属する年度の末日において、一定の職務経験等を受験資格として定める職員採用試験の結果に基づいて職員となった者であって、行政職給料表（一）又は企業職給料表（一）の2級に2年以上在級する者

(3) 教育職給料表の1級に在級する者であって、当該考査の実施日の属する年度の末日において、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める必要経験年数を満たすもの

ア 大学卒 6年

イ 短大卒 8年

(4) 主任の職にある者

(5) 行政職給料表（二）及び企業職給料表（二）の4級に在級する者であって、当該考査の実施日に属する年度の4月1日において、21号給に達している者及び5級に在級する者

2 前項第3号に規定する必要経験年数の計算に当たっては、一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和33年茨木市規則第1号）別表第4 経験年数換算表に準じて換算した経験年数を加算するものとする。

(除算期間)

第4 第3第1項第1号から第3号までに規定する年数の計算に当たっては、次の各号に定める期間をその期間から除算する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職を命じられた期間（公務及び通勤に起因する場合を除く。）の2分の1
- (2) 茨木市職員安全衛生管理規則（平成9年茨木市規則第17号）の規定による休養若しくは療養の期間（公務及び通勤に起因する場合を除く。）の2分の1
- (3) 停職の処分をされた期間

（欠格事項）

第5 考査の実施日において、次の各号のいずれかに該当する者は、第3の規定にかかわらず当該考査の受験資格を有しないものとする。

- (1) 地方公務員法第28条第2項により休職を命じられている者（公務及び通勤に起因する場合を除く。）
- (2) 茨木市職員安全衛生管理規則の規定による休養、療養を命じられている者（公務及び通勤に起因する場合を除く。）
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令等の規定により就業を禁止されている者（産前産後休暇により休務している者を除く。）
- (4) 停職の処分をされている者
- (5) その他別に定める者

（考査の実施等）

第6 考査は、毎年度1回実施するものとし、その告知は、受験資格を有する者に適切な方法により行うものとする。

（補則）

第7 この要綱に定めるもののほか、考査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成2年10月18日から実施する。

2 第3の規定にかかわらず、4級在級年数と平成2年3月31日現在職員に適用されていた給料表の5等級在級年数とを合算した年数が6年以上の者については、4級に3年以上在級する者とみなす。

附 則

この要綱は、平成3年11月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年10月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年10月13日から実施する。

附 則

（実施日）

- 1 この要綱は、平成18年9月8日から実施する。
(経過措置)
- 2 平成18年3月31日において、行政職給料表(一)又は企業職給料表(一)の4級に在級していた者の改正後の第3の規定の適用については、4級在級期間を2級在級期間とみなして通算する。
- 3 当分の間、第4の規定の適用については、「次の各号に定める期間」とあるのは「当該考査実施年度の3月31日以前3年の期間における次の各号に定める期間」とする。

附 則

この要綱は、平成23年9月7日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年11月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 令和5年3月31日において、行政職給料表(一)又は企業職給料表(一)の3級に在級していた者の改正後の第3の規定の適用については、3級在級期間を2級在級期間とみなして通算する。
- 3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における第3の規定の適用については、第3第1項第1号中「4年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「7年」と、同項第2号中「2年」とあるのは「4年」と、同項第3号中「6年」とあるのは「8年」と、「8年」とあるのは「10年」とする。